

# 春野小学校保護者と教職員の会 会則（案）

## 第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、さいたま市立春野小学校保護者と教職員の会（略称PTA）と称し、事務局を同校におく。

## 第2章 目的

第2条 この会は、保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

## 第3章 活動

第3条 この会は、前条の目的をとげるため、次の活動をする。

- 1 児童の教育環境を良くする。
- 2 児童の生活を指導する。
- 3 会員相互の親睦をはかる。
- 4 その他、この会の目的達成に必要な活動を行う。

第4条 この会は、政治・宗教に関する活動及び営利を目的とする事業は行わない。

## 第4章 会員

第5条 この会の会員は、児童の保護者並びに本校教職員をもって組織する。

## 第5章 総会

第6条 総会は、毎年1回年度初めに開き、次の事項を審議・承認する。

- 1 事業・決算・会計監査の報告
- 2 新役員・会計監査委員の選出
- 3 事業計画・予算案
- 4 会則の制定及び変更
- 5 その他必要事項

第7条 総会は最高の議決機関であり、議決は出席者の過半数の同意による。

第8条 必要に応じて臨時総会を開くことができる。

## 第6章 役員・会計監査委員会及び役員会

第9条 この会の役員とその役割は次のとおりとする。

- 1 会長 1名 この会の代表を務める。
- 2 副会長 3～5名（内1名は教頭） 会長を補佐する。
- 3 会計 3名（内1名は教職員） 会計業務を行う。
- 4 書記 3～4名（内1名は教職員） 書記業務を行う。
- 5 相談役 1名（校長） 必要に応じて助言する。

第10条 この会の会計を監査するために2名の会計監査委員をおく。

- 第11条 役員推薦委員会は、各学年・教職員代表で構成し、役員・会計監査委員の候補者を総会に推薦する。
- 第12条 役員の任期は1年間（総会から次の総会まで）とし、再任を妨げない。
- 第13条 会長に欠員を生じた場合は、副会長の互選により会長を選出する。  
その他役員・会計監査委員に欠員が生じた場合、補充選任については運営委員会で協議・決定する。  
その任期は、前任者の任期を引き継ぐものとする。
- 第14条 役員会は必要と認めた時は、この会に顧問をおくことができる。
- 第15条 役員会は、この会の基本方針及びその活動を立案・実施する。この会の活動が円滑に行われるように、各専門部・各委員会との連携協力をはかる。

## 第7章 委員会・専門部

- 第16条 この会の活動を効率的に運営するため、運営委員、専門部、地区委員会をおく。必要に応じて特別委員会をおくことができる。
- 第17条 運営委員会は、役員、各専門部及び地区委員会の正副部長（正副委員長）・会計・書記をもって構成し、委員長はPTA会長が兼務する。
- 第18条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関とし、議決は出席者の過半数の同意による。
- 第19条 各専門部の部員は、学級・教職員より選出する。  
各専門部は、部員の中より正副部長・会計・書記を選出する。  
又、学級学年部は各学年より学年代表を選出する。
- 第20条 地区委員会は、各地区・教職員より選出する。  
地区委員会は、委員の中より正副委員長・会計・書記を選出する。
- 第21条 専門部及び地区委員会の役割は次のとおりとする。
- 1 学級学年部 各学級学年活動に関すること。  
ベルマーク運動に関すること。
  - 2 広報部 機関紙の発行・広報活動に関すること。
  - 3 保健部 保健活動・環境活動に関すること。
  - 4 はるのまつり部 はるのまつりの企画運営に関すること。
  - 5 地区委員会 校外生活における児童の健全な育成と安全に関すること。

## 第8章 会計

- 第22条 この会の経費は、会費とその他の収入をもってあてる。
- 第23条 会費の額は、総会の承認を得る。  
この会の会計年度は、毎年4月1に始まり、翌年3月31日に終る。

## 付 則

- 第24条 この会の会則に定めるもののほか、必要事項は規程で定める。
- 第25条 この会の会則は、平成14年5月2日より施行する。
- ※ この会の会則は、平成22年5月7日から一部改正し施行する。
- ※ この会の会則は、平成23年5月18日から一部改正し施行する。

## 慶 弔 規 程

- |     |     |     |        |        |         |
|-----|-----|-----|--------|--------|---------|
| (1) | 慶 弔 | 児 童 | 死亡の場合  | 5,000円 |         |
|     |     | 会 員 | 〃      | 5,000円 |         |
| (2) | 表 彰 | 教職員 | 転退職の場合 |        | 記念品を贈る。 |
|     |     | 会 長 | 退任の場合  |        | 記念品を贈る。 |

その他必要が生じた際は、運営委員会にはかり決定する。  
ただし、緊急を要する場合、会長がこれを処理することができる。  
本規程に基づいた慶弔金の返礼は必要としない。

## 旅 費 交 通 費 規 程

- PTA活動に要した旅費交通費は、バス、電車等、公共交通機関を利用した場合、その実費を支給する。
- 自家用車等を用いた場合については、1日500円／台とする。ただし、公共交通機関を利用の交通費と比較し、安い方を支給する。
  - ・同乗者の請求は認められない。
  - ・ガソリン代、駐車代の請求は認められない。
  - ・事故・車上荒らし等の被害は自己責任とする。
- 実費支給距離は、起点を春野小学校、終点を現地として、その往復で算定する。